

25.2.25.



(昭和33年7月10日 第三種郵便物認可)

商工

あしべつ

第707号

E-mail: ashicci@cocoa.ocn.ne.jp
URL.: http://www.ashibetsu-cci.or.jp/

発行所

芦別商工会議所
芦別市南1条東1丁目10の6
TEL (0124) 22-3444
発行責任者 坂田憲正
隔月(偶数月)25日発行
定価 1部 50円
(購読料は会費を含む)

去る2月8日(金)午後5時から当商工会議所において、地域資源活用と地域活性化のための商品開発とブランド戦略をテーマに神奈川県(株)ウハウバンク代表取締役

特産品開発セミナー開催



三科公孝氏を講師に招き、セミナーが開催されました。セミナーには約40名の受講者が集まり、15ページのカラー資料を使いながら全国各地で売上を伸

ばして成功している事業所の事例を紹介しながら進められました。セミナーの中で三科氏は、「モノ売りからコト売りへ」という成功へのキーワードを一つの例にし、商品の物を説明して、物を買う事には無く、商品を買った事による説明で「事の説明」が大事であるとし、商品であれサービスであれ、お客様に対して、買った事によるお客様への満足度の説明が出来る商品開発が差別化を強め、新たな地域資源の可能性につながるという説明しておられました。セミナーは約2時間行われ、参加した受講者はメモを取りながら講師の話に真剣に聞き入っていました。



また、滝川税務署より個人課税第一部門 登坂浩統括官、山田将範上席官をお招きし、これから始まる確定申告やe-Tax(申告・納税・申請・届出等)がインターネットを使用してできるサービス(等)について解説をされ、参加者は参考にしようという説明に聞き入っていました。

引き続き開かれた懇親会では、来賓をお招きし和やかな雰囲気での交流が行われました。

芦別青色申告会定期総会開催

1月29日(火曜日)午後4時30分より都会館において、芦別青色申告会定期総会が開催され、平成24年度事業報告並びに収支決算の承認及び、平

また、滝川税務署より個人課税第一部門 登坂浩統括官、山田将範上席官をお招きし、これから始まる確定申告やe-Tax(申告・納税・申請・届出等)がインターネットを使用してできるサービス(等)について解説をされ、参加者は参考にしようという説明に聞き入っていました。

店の改装を考えている事業主の皆様！ 既存店の店舗改装を応援します！

平成25年4月1日から芦別市企業振興事業補助金交付条例の内容が充実。既存店舗の一〇〇万円以上のリニューアル工事を行った場合、補助率2分の1以内で限度額三〇〇万円の補助が受けられます。補助対象となる店舗は、自己所有物件で所有者自ら営業し、お客様に対し当該店舗で商品販売、飲食、サービスの提供をしている既存店です。賃貸店舗や事務所は該当なりません。店舗をリニューアルして、お店の魅力向上と集客力を図る事をお考えの事業主を応援いたします。

お問合せ先
市役所商工振興係

電話二二二二二二

芦別商工会議所

電話二二二二二二
(内線二二三)



芦別商工会議所 議員新年交礼会を開催

去る1月26日、鮎広において平成25年芦別商工会議所議員新年交礼会が来賓並びに役員議員36名が出席して開催されました。坂田会頭から新年の挨拶の後、来賓として清澤茂宏芦別市長をはじめ稲津久衆議院議員、渡辺孝一衆議院議員(代理)と荒当聖吾北海道議会議員からそれぞれご祝辞をいただき、芦別市議会議長松井邦男副議長の乾杯で祝宴に入り、来賓並びに会議所役員・議員は、新年の挨拶を交し合い交礼会での懇親を深め、当商工会議所監事の真鍋北洋銀行支店長の一本締めで議員交礼会を終了いたしました。

国土交通省へ 「国道452号の整備促進」を要望

去る2月15日、芦別市と商工会議所による要望活動を実施いたしました。芦別市から、清澤市長と福島経済建設部長、当商工会議所からは、坂田会頭・宗方副会頭・大下専務理事の5名が上京し、国道452号の建設促進を要望いたしました。



道内選出の国会議員(衆議院議員・参議院議員)を訪問、その後、国土交通省 梶山弘志副大臣と面会し、道路予算の安定的な確保と一般国道452号の整備促進について要望を行いました。副大臣への要望には、稲津久農林水産政務官も駆けつけていただき、未開通区間の全面開通と本路線の整備について力強い要望をいただきました。この後、伊達忠一内閣府副大臣と面会、国道452号の早期開通へ向けての力添えを要望いたしました。

芦別市地域限定商品券「どんぐり」販売 1周年特別企画を実施します！



ステッカー



卓上ポップ

昨年4月2日より当所販売しております芦別市地域限定商品券「どんぐり」は市民の皆様にご定着した地域商品券として、当初の販売目標を上回るお買上をいただいております。

今回、地域限定商品券「どんぐり」販売から1周年を迎えるにあたり、特別企画として3月1日(金)から4月30日(火)までの2ヶ月間限定で、商品券お買い上げのお客様にAカードポイント(100円ごとに1ポイント)をプレゼントいたします。入学・進学のお祝いやお返し、パーティーやビンゴゲーム、抽選会の景品などに商品券をご利用いただくためのPR特別企画になっています。詳しくは、3月1日発行の市内の道新、読売、毎日、朝日の朝刊新聞折り込みにてお知らせいたします。

また、地域限定商品券「どんぐり」の使用ができる市内事業所は2月1日現在で227事業所ありますが、商品券が使用できる事業所の表示となります。「どんぐり」商品券加盟店のステッカーとレジまわり等の卓上ポップを新たに作製し、特定事業者登録店に配布しております。お店、事業所の出入口の目立つ所にお貼りいただき、ご活用ください。ステッカー、卓上ポップの追加については商工会議所にお問い合わせ下さい。(Tel.22-3444)

《所得税の確定申告書は できるだけご自分で 作成してお早めに》

平成24年分の所得税の確定申告期間は平成25年2月16日(土)から同年3月15日(金)までです。還付申告は、平成25年2月15日(金)以前でも行うことができます。

なお、税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。ただし、札幌北・札幌西・札幌東及び札幌南署北海きたえゆる会場では、2月24日と3月3日に限り、日曜日でも確定申告の相談及び申告書の受付を行います。

また、申告書はe-Taxによる送信(電子申告)、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はできるだけ自分で作成して、お早めに提出してください。

※ 日本国内に住所を持っていて1年以上現住まで引き続いている又は現在まで引き続いている又は現住がなくなった場合、所得が生じた場所が国の内外を問わず、その全ての所得について所得税を納

申告書を作成するときは

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。印刷するとそのまま税務署に提出することもできます。

また、「所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

申告書の税務署への送付について

確定申告書は、お早めに提出いただくとともに、税務署に送付する場合には、「郵便物」(第一種郵便物)又は「信書便物」により、住所地等の所轄の税務署に送付してください。

確定申告書は「信書」に該当しますので、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

※ ゆうパック、EXPAC K500、ゆうメール、ポスパケットでは、信書を送付することができません。詳しくは、日本郵便株式会社ホームページをご覧ください。

納期限と振替納税の 利用について

確定申告による所得税の納期限は平成25年3月15日(金)です。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税を、是非ご利用ください。

○振替納税を利用

振替納税(平成25年4月22日(月)に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に口座の残高をご確認ください。

※ 振替納税のお申込みは、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を平成25年3月15日(金)までに提出してください。

※ 振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要となります。

※ インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では、振替納税が利用できませんので、利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。

○現金で納付

現金に納付書を添えて、納期限(平成25年3月15日(金))までに金融機関(歳入代理店)又は所轄の税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内に金融機関に用意してある納付書を使用してください。

※ 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務

署にご連絡ください。

○電子納税を利用
自宅やオフィス等からインターネット等を利用して納付できます。詳しくは、e-Taxホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

還付される税金がある 場合の受取方法について

還付金の受取りに振込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類及び口座番号(ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号・番号のみ)を正確に書いてください。

なお、振込先の預貯金口座は申告者ご本人名義のもの(氏名のみ)の口座をご利用ください。

※ インターネット専用銀行については、特定の銀行を除いて、還付金の振込みができませんので、振込みの可否については、取引先のインターネット専用銀行にお問い合わせください。

確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をしないかたり、誤った申告をしたたりすると、納税額その他に加算税が賦課される場合があります。延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

一年間の所得金額と税額を正しく計算し、申告と納税を行ってください。

地域に光る企業合同就職フェア (合同企業説明会)のご案内

北海道商工会議所連合会では、地域における雇用拡大と地域企業の活力増強を図るべく、道内各地域での就職を考えている学生と、優秀な人材を求めている地域企業を対象として、合同企業説明会を下記の通り開催することとなりました。つきましては、趣旨をご理解賜りますと共にお忙しい時期とは存じますが、ご参加のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. 事業名 地域に光る企業合同就職フェア
～「生まれ育った故郷でチャレンジしたい!」そんな熱い思いを持った君たちを地元企業が待っています～
2. 日時 平成25年5月29日(水) 10:00-15:00
3. 場所 北海道経済センター8階Aホール(北海道札幌市北1条西2丁目)
4. 出展料 商工会議所会員企業 1ブース5,000円(税込)
商工会議所非会員企業 1ブース20,000円(税込)
5. 締切 平成25年4月12日(金)まで
6. 備考

- ① 1回あたりの説明時間を25分、移動時間を5分とした30分単位で説明会を実施します。
- ② 学生向けに様式を統一した企業ガイドブックを配布いたしますので、別紙「企業カード」への詳細な記入をお願いします。
- ③ 企業名の表示看板は、主催側で用意いたします。
- ④ 会場までの交通費、昼食費等は出展者負担をお願いします。
- ⑤ 企業のブースは各々パーテーションで区切ってあり、テーブル1本と椅子10脚(企業側2、求職者側8)、コンセント1箇所(2個口)で構成しております。
- ⑥ 参加企業が概ね決まりました4月中旬頃、出展料請求書とともに詳細を再度送付いたします。

会議所窓口にて別紙「企業カード」がございますので、参加ご希望の方は芦別商工会議所までご連絡いただきます様よろしくご依頼致します。

(お問い合わせ先・ご連絡先) 芦別商工会議所 TEL 0124-22-3444

特定退職金共済制度ご加入のおすすめ

商工会議所の特定退職金共済制度は、負担が小さく掛金が損金または必要経費に算入されます。従業員の退職金を計画的に準備することができて、従業員の意欲向上と定着化に役立ちます。従業員1人に1口2,000円からご加入できます。福利厚生は、商工会議所の「退職金制度」から!
資料請求や問合せは、お気軽にお電話下さい。電話 22-3444

芦別商工会議所共済制度ご加入のおすすめ

商工会議所共済制度の災害保障特約付団体定期保険は、簡単な手続で掛金の負担が小さく、たしかな安心と保証をお届けします。会員・役員・従業員のみならずご家族の生活保障を目的としております。
資料請求や問合せは、お気軽にお電話下さい。電話 22-3444

☆マル経融資☆ 無担保・無保証人資金!!

この融資制度は、商工会議所の経営指導を受けて経営の改善を行おうとする方に、商工会議所が日本政策金融公庫 国民生活事業に推薦し、無担保・無保証人、低利で利用できる融資制度です。

お申込みは芦別商工会議所中小企業相談所へ

融資制度の概要

- ◆融資限度額 1,500万円
- ◆返済期間
運転資金 7年以内
(据置期間1年以内を含む)
設備資金 10年以内
(据置期間2年以内を含む)
- ◆担保・保証人 不要
- ◆利率 1.65%
(平成25年2月14日現在)
※利率は変動しますのでお問合せください。

設備資金について

当初2年間の貸付利率が
0.5%引下げられます!

◎設備資金金利引下げ取扱期間

平成23年12月12日
～平成25年3月31日

《従来》【例】5年返済の場合

5年間
年 1.65%

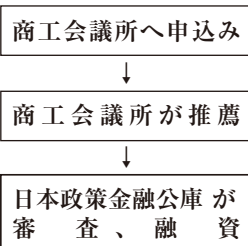
《拡充後》

2年間 0.5%利率引下げ
2年間 年 1.15%
3年間 年 1.65%

【申込みの際には】

- ◆商工会議所の経営指導員による経営指導を受けていること。
- ◆所得税・法人税・事業税・市道民税・消費税等の税金を完納していること。
などの要件を満たしていることが必要です。

融資を受けるには



お問い合わせ先 芦別商工会議所 中小企業相談所
TEL 22-3444 FAX 22-2345